

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（人事課）

### 一 趣旨

人事管理上の必要性に鑑み、管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職から除外する職を定めるための改正

### 二 内容

管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職から、警察職員が殉職等により昇任する場合に当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職を除外

### 三 施行期日

令和六年四月一日